

諸外国における権利制限規定の要件の比較（互換性確立目的のリバース・エンジニアリングについて）

	1. 複製・翻案が認められる行為の主体	2. 互換性確立のために必要な情報を他の手段で入手できる場合の扱い	3. 許される複製・翻案の範囲	4. 適法化されない場合			5. 違法コピーからの複製・翻案の扱い	6. 「通常の利用を妨げず、権利者の正当な利益を不当に害しない」という要件の明記の有無
				得られた情報の目的外使用	得られた情報の第三者提供	競合品の開発等		
ドイツ	プログラムの使用権限を有する者、又はこれらの者に権限を与えられた者	互換性の確立に不可欠な情報が容易に使用可能な場合には不可	互換性の確立に不可欠な複製・翻案	不可	互換性を確立するために不可欠な場合以外は不可	不可	規定なし	有
フランス	プログラムの使用権限を有する者、又はその者のためにそのための権利を有する者	互換性の確立に必要な情報が容易かつ急速にアクセス可能な場合には不可	互換性の確立に不可欠な部分についての複製・翻案	不可	互換性を確立するために必要な場合以外は不可	不可	規定なし	有
イギリス	プログラムの適法な使用者	必要な情報を容易に入手することが出来る場合は不可	互換性の確立に不可欠な部分についての複製・翻案	不可	互換性を確立するために必要な場合以外は不可	不可	規定なし	無
スイス	プログラムを使用する権利を有する者	規定なし	規定なし	不可	インターフェイスに関する必要な情報は可？	—	規定なし	有
オーストラリア	プログラムの保有者または被許諾者	必要な情報を他の手段で容易に取得することが出来る場合は不可	互換性の確立のために合理的に必要な範囲についての複製・翻案	不可	不可	—	侵害コピーからの複製・翻案の場合は不可	無
アメリカ（※）	プログラムの使用権限を適法に取得した者	必要な情報を容易に入手することが出来る場合は不可	互換性の達成に必要な要素の特定・解約のための行為	規定なし	互換性を達成するためのみに提供する場合は以外不可	—	規定なし	無

※アメリカは権利の例外規定そのものではなく、著作権保護システムを回避することができる場合の前提とされている要件を記載している。